

令和4年度
大阪市予算編成及び政策要望書

大阪維新の会大阪市会議員団

令和3年12月27日

大阪市長 松井 一郎 様

大阪維新の会大阪市議員団
幹事長 岡崎 太
政調会長 高見 亮

令和4年度大阪市予算編成及び政策要望書

令和3年度の予算要望にも記載した通り、昨年の住民投票の結果を受け、大阪市の行財政改革はこれまで以上の決意とスピード感を持って実行されなければならないものとなった。

令和2年度から市政改革プラン3.0に基づき、全庁をあげて市政改革の取り組みを進めているが、その中身は住民投票までの大都市制度を見据えて保留されてきたものが多い。

平成24年度の市政改革プラン策定時のように、本市や我が国の未来を見通し、将来あるべき理想の行政の姿を、再度、ゼロベースで議論し、改定すべきと求めてきたものの、新型コロナウイルスのワクチン接種対応に追われ、改定の見通しがついていないのが現状である。

他都市に比べて高水準となっている扶助費などの本市の義務的経費や、事業費が予算額から大きく上振れしている都市基盤整備事業など、財政リスクを可能な限り縮減する取り組みを強化するとともに、行財政改革を一層推進していかなければならない。

また、一昨年度末から本格的に感染が拡大している新型コロナウイルス感染症対策については、司令塔機能を府に一元化することによって、国よりも先んじて病床を多数確保するなど高く評価するものの、コロナ禍が市民生活へ及ぼす影響は計り知れず、命と生活を守るためにも、より一層力強い支援が求められている。

新型コロナウイルスによる経済活動および市税収入への影響額も未だ見通すことは困難であるが、これまで本市が力を入れてきたIR誘致の実現や、インバウンドの強化などの成長戦略については相当程度の影響があることに鑑み、新しい生活様式や、脱炭素社会に向けたイノベーション、最先端医療や国際金融都市など、新たな成長戦略を描く必要性も高まっている。

この様な状況の中、本市は、2025年に未来社会の実験場である大阪・関西万博の開催を控え、今こそこれまでのあり方や考え方を脱ぎ捨て、役所自身が率先して大きなイノベーションを起こす絶好の機会を迎えている。

昨年の住民投票の結果を受けて、現状の府市の役割分担に対し、府市一元化条例は可決されて組織改正は進んでいるが、大阪市内の都市内分権については議論が止まったままであるため、浜松市の事例を早急に調査し、新たな議論を進めるとともに、ポスト2025のあるべき社会像を見据えた骨太の予算および政策の策定を着実に進めていくべきものと考えている。

以上の観点から、令和4年度予算を編成するにあたり、従来の項目について未着手、未達成のものは継続して要望することは当然としながら、今後の大阪に欠かすことのできない重点施策として従来の様式を一新したうえで、我が大阪維新の会大阪市議員団は、市民のために必要な政策実現に向けて、以下のとおり強く要望する。

本予算編成および政策要望書の構成は以下の通りである。

I. 持続可能な自治体運営のため（市政改革）

- i) 行財政改革
 - 1) 財政改革
 - 2) 住民自治の拡充および都市内分権について
- ii) 行政機構改革
 - 1) 経営形態の変更について
 - 2) 公務員制度改革
 - 3) ガバナンス改革
 - 4) 効率的な業務執行体制の確立
 - 5) DXの推進
 - 6) 再就職規制
 - 7) 外郭団体の削減
- iii) 府市事業整理
 - 1) 広域行政の一元化について
 - 2) 自治体外交

II. 豊かな大阪のため（成長戦略）

- i) 経済対策
 - 1) イノベーションと新産業育成
 - 2) ハイエンド都市の実現
 - 3) 国際金融都市
- ii) 都市基盤整備
 - 1) 都市基盤整備
 - 2) 都市魅力向上
 - 3) 脱炭素社会に向けた新たな魅力ある都市創造の取り組み
- iii) 観光戦略
 - 1) 観光集客都市
 - 2) 文化都市の確立

III. 安心できる生活のため（住民生活）

- i) 教育
 - 1) 学校教育
 - 2) 幼児教育
- ii) 子育て
 - 1) 深刻な児童虐待ゼロに向けた取り組み
 - 2) 子どもを産み、育てやすい社会の実現
- iii) 医療
- iv) 福祉
 - 1) 高齢者福祉
 - 2) 生活支援
 - 3) 障がい児者支援
 - 4) 動物福祉
- v) 防災

特. 新型コロナウイルス対策について

I. 持続可能な自治体運営のため（市政改革）

i) 行財政改革

1) 財政改革

現在の硬直化した大阪市の財政状況に鑑みれば、現行の大阪市制度で持続的発展を期待することは不可能であり、様々な構造改革を抜本的に行うとともに、市税収入を高めるような積極的な経済施策を大阪全体で行う必要がある。また、中期的な財政収支の見通しを持ち、収入の範囲内で予算を組む、予算の編成過程の情報を公開し透明性を確保する、といった原則にのっとり、健全で規律ある財政運営の確保を図りたい。

未利用地の活用

大阪市は大阪市内の約4分の1の土地を保有しているところ、不要な資産を洗い出し未利用地を売却することなどで財源を捻出すること。また、原則は売却としながら、処分が困難な未利用地については、売却のみならず貸付けを行うなど、有効活用を図り、本市歳入の確保やまちの活性化に努めること。

未利用施設処理及び地域再生

現在の未利用地、未利用施設は元所管部局が以降の利用が無いと判断したものに限られ、実際には今後の活用方針が未定のまま供用廃止されている施設も相当数あると推察される。当初の建築目的での供用が廃止されたものは一旦未利用施設として整理するなど一層踏み込んだ市有財産の有効活用を検討されたい。

大阪市が巨額の税金を投じながら経営破綻した施設に関し、閉鎖後も諸経費を要しながら放置されている状態を止めるよう対策を講じること。加えて、地域の実情・ニーズに応じて、区長マネジメントのもと地域の活性化を図ること。

公共施設の適切な維持管理・更新

公共施設のあり方についても規模の最適化に向けて情報の一元化を計り将来の計画を立てること。建て替え集約の際の仮設建設の際には費用負担や用地取得に要する時間コストなども鑑み、既存市有地・市有施設などを有効的に活用すること。

市債残高の削減

令和元年度末で2兆6,237億円ある一般会計の市債残高について、将来世代に負担を先送りしないため、指標としている「実質市債残高倍率」について、令和元年度決算で目標を達成したことから新たな目標を設定し、今後も市債残高の着実な削減を図ること。

未収金対策

国民健康保険料などの未収金に対しては年々目標をあげてしっかり取り組まれているが、財源確保に加え、そもそもの受益と負担の公正性が担保されるよう、収納対策に取り組むこと。さらには、原因の分析等に努め、全国平均など適正な目標を定めて実行すること。

なお、未収金の回収にあたっては、今後の新型コロナウイルス感染症の状況等に応じて適切に行うこと。

新公会計制度

事業マネジメントを強化し、P D C Aサイクルを着実かつ効果的に回すため、複式簿記、発生主義、日々仕訳による新公会計制度を適正に運用するとともに、市民等へよりわかりやすい財務情報として活用すること。

特定調停団体への関与見直し

特定調停を経た団体について、経営の自立化を一層促すとともに、市の関連支出の不断の見直しを図ること。

収納事務の見直し

現在、各局で行っている収納事務を整理するとともに、全市横断的な収納システムを構築し、コンビニやカード払いなどの促進及び市民の利便性向上を図ること。

公共施設（インフラ施設及び市設建築物）の適切な維持管理・更新

インフラ施設については、個別施設ごとの維持管理計画に基づき、引き続き予防保全による長寿命化や市民利用におけるサービス向上を基本とした維持管理・更新を行うこと。また、市設建築物を適切に維持管理するため及び本市の長期的な財政運営計画を立てるために、各建築物が現状どのような状況にあり今後本市にどれくらいの負担が発生するのかを迅速に把握した上で、各建築物の維持管理・更新への投資計画を作成し、予防保全による長寿命化を図ること。施設の利用実態や市民の利便性の観点から複合化・多機能化を実現し、行政が利用する建物面積を縮小すること。さらに、大阪市が所有する公共建物の管理形態・管理費コストを改善すること。

2) 住民自治の拡充および都市内分権について

区政のさらなる充実

- ・市民サービスを拡充していくための最前線にいる区政をさらに前に進めるため、区CM事業の見直し拡充を行い、必要な権限・予算を拡充するとともに、本市としてこれを支援するための適切な体制を整えること。
- ・総合区の導入・行政区の合区など、浜松市の事例を早急に調査しニアイズベターの推進と持続可能な住民サービスの提供体制の構築を両立するために、あらゆる手法を検討すること。
- ・区政会議の充実を図るために、委員の意見も踏まえた柔軟な運営を行うこと。

ii) 行政機構改革

1) 経営形態の変更について

他都市と比較した大阪市役所の最大の特徴は、現業職が圧倒的に多い点であるので、民間でできることは民間で行い、役所は民間では行うことができない業務を行うべきである。また、大阪府全域で行うことが効率的といえる業務について、大阪市が単独で行う必要はない。

このような観点から、現業部門について組織改廃による分限処分も行い、聖域なき抜本的改革を実現すること。これにより、市民にとってのメリットを向上させるとともに、職員の人件費等の経費を大幅カット、不要となった不動産等の資産を売却することなどで財源を生み出すよう要望する。

水道事業への新たな経営手法導入の検討

安心・安全な水道事業運営を行うため、事業の持続性及び公共性を担保することを前提として、官民連携手法等の導入により、これまで以上に効率化を追求し、管路耐震化の一層の促進を図ること。

下水道事業の経営形態の見直し

下水道施設の運転維持管理業務については、平成29年4月から、クリアウォーターOSAKA株式会社へ包括委託しており、引き続き効率的かつ安定的な事業運営を実施できるよう着実に対応すること。

また、下水道事業の将来にわたる安定的な事業の継続と質の高い市民サービスの提供に向け、クリアウォーターOSAKA株式会社を活用したさらなる民間活用の拡大や汚泥処理炉の民間活用手法の導入拡大を進め、さらなる事業効率化を早期に実現すること。

ごみ収集業務の民間化

ごみの収集業務の民間化をスピード感をもって進めるとともに、収集業務の担い手となっている許可業者数の拡大や入札参加資格要件の緩和など、より競争性を高める手法を取り入れ、ごみ処理にかかる経費を削減し、サービスの向上を図ること。また、ごみ減量施策を着実に実行しつつ、事業系と家庭系で分けた目標を策定し、現況を鑑み適正なごみ処理体制の構築や、必要に応じた計画・目標の見直しを図ること。

コミュニティ回収に資するごみは民間に任せること。

住宅供給公社の経営形態の見直し

住宅供給公社の経営状況を詳細にフォローアップし、本市の財務リスクがこれ以上膨らまないよう、経営の効率化を求めるとともに、現状の住宅供給公社の必要性を検討したうえで、経営形態について、将来的なあり方を抜本的に見直すこと。

保育所・幼稚園の民営化

推進の妨げとなる課題を解消し、これらの施設の民営化を達成し、柔軟かつ利用者目線に立った運営を可能にし、幼児教育の充実、待機児童の解消、子育て・福祉サービスの向上を図ること。

特に、公立保育所の民営化については、施設の老朽化が進む中、これまでの手法では限界が来ていることから、保育所周辺の市有地の積極的な活用など、全市的な課題として対応すること

また、保育所の調理員の民間委託化など、出来るところから民営化を進めること。

幼稚園、保育所とも民間移管が予定通り進んでいないことから、計画を根本から作成しなおすこと。

図書館・博物館・動物園等の魅力化と効率的運営

大阪全域の文化需要に対応するため平成31年4月に設立した地方独立行政法人大阪市博物館機構により、効率的な運営を目指し、箱モノ中心の文化振興から、芸術家、利用者中心の文化振興を推進し、都市格の向上に努めること。また、学習・ビジネス・憩いの場、さらには集客施設となる新しいタイプの図書館を官民連携によって設立すること。さらに、蔵書の積極的な電子化に取り組み、価値ある情報の保存を推進すること。

令和3年4月に設立した地方独立行政法人天王寺動物園においては、これまで以上に動物福祉向上の観点から獣舎整備や高度な飼育を推進するとともに、種の保存や教育、調査・研究といった公共的使命を果たし、大都市大阪にふさわしい魅力ある動物園を目指すこと。

2) 公務員制度改革

これまでの公務員制度では、身分保障の名の下に、一度公務員になれば公務員という地位が保障され、成果を上げずとも年を重ねれば昇給する年功序列型の人事がまかり通ってきた。しかし、より良い住民サービスを実現するためには、意欲と能力があり、努力し成果を上げる公務員には、年齢に関係なく責任ある仕事の機会や重要なポストを与え、それにふさわしい待遇にするべきであり、身分的、特権的な公務員組織である大阪市役所を、市民のための普通の組織、当たり前前の組織に変えていく、つまり、公務員を「身分」から「職業」に変えていくことが必要である。能力、意欲のない公務員には組織から撤退してもらい、能力、意欲のある公務員を抜擢する組織に変えていくべきである。公務員に対する市民の信頼を高め、市民のための組織に変えていくため、下記の項目にあげる公務員改革をより一層断行されるよう要望する。

要員計画

- ・人口減少に伴い、行政事業の効率化を見据えて職員数の削減についても一層の業務効率化を行い目標を設定すること。また、職員数の削減に合わせて役職ポスト数も削減目標を立てて削減すること。
- ・管理作業員、給食調理員等改革の目標通りに進捗しているか報告も行うこと。

採用・評価制度改革

- ・市政運営の一層の質の向上のため、職員の資質・能力に基づいた適材適所の配置及び人材育成を行い、職員の資質・能力・専門性がより高く発揮できるよう努めることが重要である。そのためには、能力とやる気のある職員にはその成果に報いる必要があり、そうでない職員を市民の税金で養うことはできない。また、幹部公務員については、年功序列ではなく、公務員内外を問わず、やる気と能力のある者を積極的に登用する必要がある。その観点から、引き続き所属長ポスト等について広く内外から公募するとともに、さまざまな職階における外部人材登用の検討など、官民の人材交流による組織の活性化をより一層図りたい。また、平成25年度から導入した相対評価による人事評価制度を適切に運用し、人材育成につなげるとともに、昇給・昇格・勤勉手当への反映等、メリハリのついた処遇を徹底することにより、意欲の向上を図ること。
- ・評価による分限免職が発生していないことに鑑み、勤務評価の恣意的な按分（最低評価

がつく人間をローテーションさせるなど)を行っていないかも知って、平成25年度から取り入れた人事評価制度に対して効果検証を行い、必要な改定を行うこと。

- ・人事管理制度に関して外部の有識者を入れた検討委員会を設置し社会情勢に即して改革していくこと。

人材育成

本市に必要な人材を育成するため、本市が置かれている環境、技術革新の状況に応じて、研修内容の変更、ジョブローテーションの最適化を行うこと。特にICTに関しては日進月歩であり、丁寧にキャッチアップしたうえで、本市の業務に必要なスキルセットの明確化を行うこと。また、ICT環境の整備された民間事業者との積極的な人材交流、職場体験を進め、ICTを活用した働き方を本市職員が実体験し、本市の業務のあり方を客観的に見直す事ができるよう努められたい。

ポスト2025を見据えた働き方改革の推進

- ・職員の能力を最大限に引き出し、組織パフォーマンスを高めるために、「ワーク・ライフ・バランス」を推進し、柔軟な働き方や超過勤務削減、業務の効率化など、職員の働き方改革を進めること。
- ・また、昨年度末から流行を極めている新型コロナウイルスへの対応としてテレワークや時間差出勤など、従来のワークスタイルを前提としない働き方が強く求められている中、この機会を捉えて2025年以降のポスト万博社会を見据え、フリーアドレスやテレワーク出勤、労働時間から労働成果への労働管理指標の改革など抜本的な働き方の改革に向けたロードマップを作成されたい。

3) ガバナンス改革

全体の奉仕者である公務員として、市民や社会の要請に応えるというコンプライアンスの基本を認識し、組織の論理を優先するといった古い意識・体質を払しょくするためには、コンプライアンス意識の改革だけでなく、新しい組織文化、意識を取り入れることも重要である。今般、大阪市の未来を決める非常に重要な住民投票に際して財政局が投票期間中に架空の数字を機械的に算出し、有権者の判断に多大な影響を及ぼすという看過できない事件が発生した。その後も財政局は公文書を破棄するなど不祥事を重ねた。先の議会において公募に馴染まない部署の長については公募によらないことができる条例改正がなされたが、今回の事件を受け、未だ中之島文化が根強く残る大阪市役所の意識改革を進めるためにも、区長・所属長は原則公募とし、更に、民間企業への職員派遣の拡大等により、自らの組織、業務を多角的、客観的に見つめつつ、市政を担うことのできる人材の育成に一層取り組むこと。

また信賞必罰も必要である。不祥事を発生させた職員、勤務成績不良の職員や適格性を欠く職員に対しては、職員基本条例に基づき懲戒処分・分限処分を厳格に実施することにより、組織の規律及び公務の適正な運営を確保し、度重なる不祥事などによって失った市民からの信頼を回復することに注力されたい。

4) 効率的な業務執行体制の確立及び組織の再編

- ・新たな行政課題や住民の多様なニーズに対して、効果的かつ迅速に施策を実施するため、縦割りによる弊害が生じないように、全庁的な連携や横串を意識した業務執行体制を構築すること。
- ・民間で行うことができ、必ずしも公務員が行う必要がない現業部門は民間に開放すべきである。それゆえ、これまで形骸化していた分限制度を見直し、組織改廃による場合も含めた分限制度のより厳格な運用や早期退職制度等の積極的な活用により、職員数の大幅削減を実行すること。
- ・事務作業の効率化に資するA IなどのI T技術の導入に向けた実証実験を行うなど、業務の徹底効率化による働き方改革の実現を目指すこと。
- ・職員数は削減しているものの、新たな部署が増えていくばかりで業務形態の見直しは出来ていないため、必要な事業の統廃合を行い組織体制の再構築をすること。
 - ・市政改革室は市政改革の要として、危機的な状況にあった大阪市を立て直すためのビジョン及び具体の改革案を提示してきた。ただ現状では、当時の改革案をなぞるばかりで、現状の大阪市にあったより深く具体的などころでの改革案が出てきておらず、組織の見直しが必要な段階に入ったと考えている。I C T戦略室等も含めた組織再編に取り組み、より具体的で数値目標の伴った改革案の作成・実行を行うこと。

5) D Xの推進

- ・I C T活用のための組織・システムを構築する上での、各局横断的な全市方針を充実させること。システム構築・運用については、I C T戦略室にノウハウを蓄積したうえで教育I C T分野も含め全庁的にコンサルティング機能を発揮し、市民の利便性を確保するための必要要件、業務効率性を高めるための必要要件、システム構築コストを抑えるための手順等を盛り込んで、システムの完成度・利便性を高めること。
- ・クラウドの利用等現状のI C T技術を前提にしたセキュリティの見直し、セキュリティポリシーの改訂を図ること。
- ・ビッグデータ活用を進めるため、ビッグデータの作成手順を作成し、民間とのデータ利用協定の方針を定めること。
- ・市民が行政オンラインシステムを用いて行うことができる行政手続きの拡充を含め、行政のデジタル化に取り組むこと。
- ・I C Tの徹底活用による業務効率化に取り組み、ペーパーレス化、会議のオンライン化等、働く「場所」とらわれず「成果」を出せる職場環境を整備すること。また、紙使用量や残業時間の削減など、具体的な数値目標を設定し、着実な取り組みの推進を図りたい。
- ・行政が保有するデータは特段の理由がない限りオープンデータとする「オープン・バイ・デフォルト」の理念に則り、積極的にオープンデータ化を進めていくよう、具体的な数値目標を設定し、着実に推進を図り、市民サービスの向上に努めること。
- ・民間と比べて著しく劣る本市のI C T体制を強化するため、必要な人材を確保し、全市横断的にI C T戦略を浸透させること。
- ・本市システムに関して、「クラウド・バイ・デフォルト原則」に基づき、システム構築時にはクラウドサービスを最大限活用し、システムの集約を進めること。

6) 再就職規制

市職員OBの外郭団体等への再就職は、人件費を確保する目的で税の投入がされ、事業を不必要に増加させるおそれがあり、天下りとの疑念を抱かせるものである。多くの税金が投入された経過的職域加算額を含む年金が十分支給されているのに、市職員OBが税金から高額な報酬をもらうという状況は、到底市民の理解が得られるものではない。それゆえ、職員の再就職規制については、職員基本条例に基づき人材データバンクを活用することで再就職手続きの透明性と公平性を一定確保しているが、その他の求人方法及び採用試験を厳格化することで、透明性の確保に努めること。

また、再就職自体が必要と思われる組織であるのか、再就職されることでしっかり成長する組織となるのかを見極める必要もある。本市が関与する組織の公表については、その面も踏まえて評価の公表を行い、成長の目標を立て達成すること。

7) 外郭団体の削減

- ・民間で行うことができる事業に関しては民間で行うべきであることから、令和3年10月1日時点で15ある大阪市の外郭団体については、廃止・民営化・広域化等により、大幅な削減を目指すこと。
- ・外郭団体の指定を外れることによって市民生活に不利益が生じると合理的に認められるもの以外は、基本方針として全廃を目指すこと。

iii) 府市事業整理

1) 広域行政の一元化について

水道事業の広域化

府域一水道による広域的な水道の基盤強化に向けて、その中核となる事業体として、大阪市が培ってきたノウハウや水道施設を活用した様々な広域化を積極的に推進すること。将来の水需要や事業性を踏まえ、水道施設のダウンサイジングと将来のまちづくりの観点から、柴島浄水場上系用地の廃止を行い、当用地の有効な利活用を図ること。

病院機構統合

公立・公的病院は三次救急医療・高度周産期医療には中核的役割を果たすためにも、大阪全域の医療需要に対応するため、病院機構の一元化を進め「地方独立行政法人大阪病院機構」を設置し一体経営すること。

港湾管理一元化

大阪湾諸港の管理の一元化を目指しつつ、大阪港湾局の発足を契機に府市の港湾事務の連携を一層促進し、各港の強みを活かしたポートセールスの充実強化など、統合の効果を早期に発現させること。

大学統合

大阪公立大学と大阪府立大学との統合により令和4年4月に開学する大阪公立大学について、大阪の発展を牽引する「知の拠点」を目指すこと。特に、大阪市保有ビッグデータの活用促進などにより、シンクタンク機能の強化を図ること。また、教育、研究機能を集中強化し、大阪公立大学が、「都市のシンクタンク」「技術インキュベーション」機能を果たし、大阪の発展を牽引する「知の拠点」となるために、キャンパスの集約化・都心拠点化など支援を強化すること。

大規模災害に対する消防力強化

大規模災害発生時に、1つの指揮系統の下、機動的に救援できる体制を整備するため、消防施設・装備の充実、大阪府内消防の一元化（「大阪府消防広域化推進計画（1ブロック）」などの消防力強化を大阪全体で図ること。

2) 自治体外交

自治体外交は、府市で取り組むべき事業であるため、府と共同して行い、下記項目についても共有し進めること。

国際機関等の誘致

国際機関、領事館、国際会議を誘致されたい。

パートナー都市との連携強化

姉妹・友好都市やビジネスパートナー都市、大阪政府上海事務所などの海外ネットワークを積極的に活用することで、相互の尊敬と信頼に基づいた国際交流を戦略的に進めること。

アジア諸都市との域内連携

アジア諸都市との関係を密にし、経済的な域内連携を推進されたい。

玄関口・主要街路への国旗掲揚

大阪の玄関口及び主要街路への、国旗の掲揚を検討すること。

II. 豊かな大阪のため（成長戦略）

新型コロナウイルスの感染拡大により、インバウンドの消失や雇用環境の悪化など様々な影響が生じていることから、これまで進めてきた成長に向けた取り組みを土台に、この危機を乗り越え、さらなる高みをめざす府市一体の「大阪の再生・成長に向けた新戦略」について、まずは実質府内総生産を1年でも早くコロナ前の水準に戻すことをめざし、着実に取り組みを推進されたい。

現在の大阪市の都市構造は高度成長時代型であり、御堂筋界限を現在のようなオフィス街専用とするのではなく、人で賑わうまち、生活感のあるまち、世界でもっとも質の高いミクストユースのまちづくりを目指すこと。また都市構造そのものが観光資源となるように、世界に類を見ない圧倒的魅力を有する都市構造に造り直し、外国人観光客を増やすことを目指すこと。総合特区の活用等により、「夢洲・咲洲」「大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺」などの都市機能を強化し、高機能な都市を目指すこと。内閣府より選定を受けた、「世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点形成戦略」における「グローバル拠点都市」として、継続的にイノベーションが生まれる環境（イノベーション・エコシステム）の構築に向け、うめきた先行開発区域の知的創造拠点ナレッジキャピタルにおいて、世界から人材・資金・情報を引き込むグローバルイノベーション創出支援事業を推進すること。

i) 産業育成

1) イノベーションと新産業育成

大阪産業局の活用

府市の中小企業支援の強みを融合した大阪産業局を中心に、中小企業の経営課題の克服や営業活動の支援を強化されたい。具体的には国内外の販路開拓や経営相談等の支援策に取り組むこと。

2025年大阪・関西万博の開催準備

新たな観光や産業のイノベーションの創出など、非常に大きな経済効果が見込まれる万博の開催に向けて、実施主体となる（公社）2025年日本国際博覧会協会と連携して準備に取り組むこと。

また、大阪の魅力を世界にアピールできるようなパビリオン等の地元出展に向け、「出展参加基本構想」を具体化した「出展参加基本計画」に基づき取組を推進すること。

先端技術産業のさらなる強化

環境・新エネルギーやバイオ（医薬品・医療機器）など、大阪が強みを持つ先端技術産業の優位性を活かし、国際的な競争拠点を形成することを目指すこと。

世界市場に挑戦する大阪産業・大阪企業への支援

海外市場への展開が不得意な中小企業へのプッシュ型の支援を行い、日本が世界に誇る高品質な製品、サービス等の海外市場への売り込みを強化すること。

スーパー公設試

大阪産業技術研究所において民間と協同で連携を深め、技術革新を進める企業を目標数を持ち支援されたい。

大学統合による産学官の連携強化

大阪市立大学と大阪府立大学の統合により、令和4年4月に開学する大阪公立大学について、産、学、官の連携をさらに強化し、中小企業の技術革新やサービスの開発並びに新事業展開を促進すること。

行政系サービスの産業化と輸出

上下水道や廃棄物管理などの技術・システムの輸出などにより、アジアをはじめ世界市場を積極的に開拓することを目指すこと。

生活支援型サービス産業・都市型サービス産業の強化

医療・介護・福祉などの少子高齢化社会を支える生活支援型サービス産業や、大阪の幅広い産業を支える対事業所向けビジネス支援サービスを強化されたい。

対内投資促進による国際競争力の強化

税の優遇や規制緩和などを進める特区制度の活用等により、成長分野を中心に、世界水準のビジネス環境を整備することを目指すこと。

ハイエンドなものづくりの推進

中小企業などによる新たな研究開発プロジェクトの創出や、ものづくりを支援する体制の充実などにより、大阪から付加価値の高い技術や製品を数多く生み出すことを目指すこと。

成長分野に挑戦する企業への支援・経済活動の新陳代謝の促進

挑戦を促す支援の強化や、成長分野への参入の促進など、努力する企業ほど優遇される仕組みへ転換を図り、果敢に挑戦する中小企業を応援する制度を構築されたい。また、2025年大阪・関西万博を見据え、空飛ぶクルマ等の新たなアイデアの実装や実証の支援に取り組むこと。

重点事業の広報

豊かな大阪の実現に向けた市の重点施策・事業について、オンライン広告等新たな手法を含め、様々な手法により分かりやすく広報し、市民からの理解や活用の促進に努めること。また、既存の利用率の高いソーシャルメディアの活用のほか、時代に合った新たな手法を取り入れた情報発信に努めること。

2) ハイエンド都市の実現

スマートシティ

I C Tを活用した行政のデジタル化の取り組みを推進するとともに、住民の生活の質の

向上を実現するため、先端テクノロジーを活かした大阪にふさわしいスマートシティの実現を進めること。また、スマートモビリティとして、住民の移動利便性を向上させるため、AIを活用したオンデマンド交通の導入を検討すること。

マイナンバー制度の活用

市民サービスの更なる向上を図るため、マイナンバー制度の活用の検討を進めるとともに、市民の個人情報の漏えい等が発生しないよう、情報セキュリティの確保に取り組むこと。また、市民の利便性を向上するために既に実装しているコンビニエンスストアでの証明書の交付サービス等について、効果的な周知等を行うことにより利用の促進を図ること。

マイナンバーカードの取得数についても目標を立てて区役所と連携して取り組むこと。

新大学を中心とした大阪城東地区のまちづくりの推進

「大阪城東地区のまちづくりの方向性（大阪府・大阪市 2020年9月）」に基づき、府・市・UR都市機構などの関係者が協働するとともに、民間活力の導入を図りながら、新大学を先導役にした観光集客・健康医療・人材育成・居住機能等の集積による多世代・多様な人が集い・交流する国際色あるまちづくりに取り組むこと。

新大阪駅周辺地域のまちづくり方針の策定の推進

新大阪駅周辺地域については、速やかにまちづくり方針を策定して、都市再生緊急整備地域の指定に向けた取り組みを推進していくこと。

外国人高度専門人材等の受入拡大

在留資格等に関する規制緩和の国への働きかけや、外国人高度専門人材の意欲を高める環境整備など、「学ぶなら大阪」「働くなら大阪」と思われる都市を目指すこと。

成長を支える基盤となる人材の育成力強化

小・中における英語教育の充実や基礎学力の育成、学校選択の幅を広げるための私立高校生への支援の拡充など、成長を支える基盤となる人材の育成力を強化されたい。

大学誘致

次代の大阪の活力を担う若者を呼び込み、国際競争を勝ち抜く高度人材の育成や地域の活性化につなげるため、海外の大学も含めた大学誘致を積極的に進められたい。

地域の強みを活かす労働市場

ハローワーク（公共職業安定所）の国から地方への移管などにより、住居・生活・福祉などの支援を一体的に提供し、地域の実情や強みを活かした労働市場の創設を目指すこと。

成長を支えるセーフティネットの整備・活躍の場づくり

若年者、子育て世代、女性、高齢者、障がい者など意欲のある人が能力を発揮できる環境を整備されたい。とりわけ、以下2点、大阪市を活性化することを目的とした、女性の活躍促進施策を全庁横断的に推進すること、就職氷河期世代の就労支援については積極的

な情報発信とともに、就労に協力いただける企業の発掘も行うこと。また、就業支援を通じて自立を促し、安心して暮らせるセーフティネットをつくること。

3) 国際金融都市

府市、経済団体など官民一体となり、国際金融都市の実現に向けた取り組みを進めること。

ii) 都市基盤整備

1) 都市基盤整備

関西国際空港の国際ハブ化

航空ネットワークの早期回復及び中長期の航空需要を見据えた空港機能の強化により日本・アジアの貨物を呼び込み、アジアと日本各地をつなぐ「中継拠点」としてLCC（格安航空会社）も含めたさらなる充実を図ること。

阪神港の国際ハブ化

港湾管理の一元化を進めるとともに、国際コンテナ戦略港湾として阪神港の国際競争力を強化されたい。

物流を支える高速道路機能の強化

物流円滑化や住民の環境改善の観点から、大型運搬車両が既成市街地を通過することなく目的地までアクセスできるよう、都市のあるべき姿を見据えた広域的な道路ネットワークの形成に向けて府市一体となって、確実な整備を進められたい。

官民連携による戦略インフラの強化

インフラの運営権の民間付与（コンセッション方式）など、民間の知恵や資金を活用した新たな整備手法を導入し、空港・港湾・鉄道・道路などの機能を強化することを目指すこと。

うめきたのまちづくりの推進

うめきた2期区域における「みどり」と「イノベーション」の融合拠点の形成とそれを支える基盤整備（JR東海道線支線の地下化・新駅設置・土地区画整理、公園整備）を着実に推進すること。

知の集積により世界をリードするため、うめきた2期区域における中核機能として、大学など知的人材育成機能を導入すること。

また、隣接する大阪駅周辺においても、高架下歩行者通行空間のイメージアップ・美化など、都市環境の向上に向けた取り組みを進めること。

都市計画道路の早期着手

「都市計画道路の整備プログラム（平成28年9月）」を着実に進捗させるために必要な予算を確保するとともに、都市計画道路の整備に早期着手することで、交通の利便性や都

市の防災性を高め、都市機能の向上を目指すこと。

道路・鉄道

淀川左岸線（２期）及び延伸部整備による、ミッシングリンク解消等により、阪神都市圏の道路ネットワークの強化を目指すこと。特に、淀川左岸線（２期）については、新大阪・大阪駅と万博会場とを結ぶアクセスルートとしての利用に向け整備を推進すること。また、踏切除却により、踏切渋滞、事故の解消など都市交通の円滑化及び市街地の一体化を促進するとともに、市内に残る踏切の安全性の確保、立体交差化なども進めること。阪急電鉄京都線・千里線の連続立体交差事業等、踏切の除却を推進することで、交通アクセスの向上を図ること。

2) 都市魅力向上

地域の既存資産を活かした都市づくり

高齢化が進む都市の再生、地域の資源を活かした景観形成やまちづくりの促進など、既存の公的資産・民間資産を有効活用し、都市の活力を再生することを目指すこと。また、魅力ある都市環境の創出を目指し、美しく風格ある都市景観の形成や官民連携によるエリアマネジメントを推進するとともに国内外へ戦略的な都市プロモーションに取り組むこと。

3) 脱炭素社会に向けた新たな魅力ある都市創造の取り組み

脱炭素社会を先導する都市づくり

電気自動車など次世代自動車の普及を促進し、また、快適で環境にやさしい建築物への誘導を行う制度を推進し、地球にやさしい都市づくりを目指すこと。
事業者のCO₂排出削減を積極的に支援する仕組みの構築や、啓発に努められたい。

道路空間再編の取り組み

世界を魅了するポテンシャルを持つ大阪のメインストリートである御堂筋を、人中心のストリートに変えていくべく、道路空間再編の取り組みを実施するとともに、民間活力の導入を促進し、賑わいの創出をはかること。

中之島通の歩行者空間化により歩行者等の通行環境を改善し、中之島公園や「こども本の森 中之島」などの周辺施設と連携を図り、中之島エリアの文化交流拠点としてのさらなるポテンシャルの向上に向けた取り組みを実施すること。

なんば駅前の道路空間については、人中心の広場となるよう、官民協働で道路空間再編に向けた取り組みを実施すること。

都市交通としての自転車専用レーンの整備

主要な交通政策がカーボンフリー、またはカーボンニュートラルへと転換されていく未来を想定し、自転車を主要な都市交通の１つと位置づけ、利用者が安全かつ快適に都市内を移動できる様、現在の様な車道上のペイントではなく独立した自転車専用レーンの整備を御堂筋や中央大通りなどにおいてモデル的に進めること。

シェアリングエコノミーの促進

シェアリングエコノミーを本市行政施策として位置づけるための指針やガイドラインを作成し、個人と個人・企業等の間でモノ・場所・技能などを売買・貸し借りする等の経済モデルにより、交通・環境等社会問題の解決に活用をしていくこと。

モーダルシフトの推進

トラック輸送からCO₂排出が少ない鉄道や海運輸送などに切り替えることを想定した輸送網の整備などの取り組みを行い、具体的なCO₂排出削減目標を設定すること。

地産地消エネルギー政策

民間資本を活用したエネルギー政策、地産地消のエネルギー政策を目指し、省エネルギーや再生可能エネルギー利用の促進を図ること。新エネルギーについても太陽光発電・木質バイオマス発電・水素エネルギーなどの導入を検討するとともに、市域に地下水が豊富にあることを活かした帯水層蓄熱の導入拡大を検討されたい。

ベイエリアの魅力化に向けたマスタープランの策定

これまで本市はベイエリアの魅力化に向けてクルーズ船の母港化などに取り組んできたが、一方でベイエリアの土地利用については従前の港湾荷役を主とする考え方から大きく変わっておらず、老朽化した平家建ての上屋が岸壁沿いに多く並んでいる。大阪港湾局の発足により港湾物流は大阪府営港湾も含めた大阪湾一円で最適化することが望ましい。よってベイエリアの土地利用については単に港湾局の所管事務とするのではなく、レジデンス、エンターテイメントなど幅広い視点から魅力化に向けたマスタープランを策定されたい。

民間活力の導入による大規模公園の活性化

鶴見緑地・長居公園や靱公園などの大規模公園の活性化に向け、PMOなど積極的に民間の力を活用すること。

公共施設・公共交通・道路のユニバーサルデザイン化

公共施設・公共交通及び道路のバリアフリー化を促進するとともに、電動車いすの貸し出しなど、障がい者、高齢者等が利用しやすいサービスの充実を図ること。

放置自転車対策

通行や営業の妨げになっている放置自転車について、放置禁止エリアの拡充や撤去の強化といった対応を行うとともに、民間活力、資本を利用した対策も取り入れ、放置自転車ゼロを目指すこと。

全庁的な空家対策

空家等対策計画に基づき、全庁的な空家等対策の取り組みを推進すること。

市営住宅のあり方の見直し

従前どおりの建て替え手法ではなく、子育て世代へのアプローチも踏まえて、大阪市内の空家状況について総合的に計画し、将来の人口推計に対応出来る戸数の計画を立て実施すること。現地建て替えだけではなく集約化の方向で進めること

斎場・霊園・葬祭場

斎場について、「大阪市立斎場整備事業基本構想」に基づき計画的に整備を進めるとともに、社会情勢等の変化等を引き続き注視し、安定的かつ効率的な運営に取り組むこと。霊園について、運営方法など、将来需要などを見据えた計画の策定を行うこと。葬祭場については、将来需要などを見据え、運営のあり方を検討し、見直しを行うこと。

マナー条例制定

市民の安全・安心な暮らしを守るべくマナーの向上を図り、ひいては2025年の万博までに国際都市大阪に相応しい美しいまちづくりを進めること。歩行中や自転車走行中の喫煙、ペットのふんの放置、橋の上からの飛び降り等を含む、客引きや、ポイ捨てなど人に迷惑をかけない行為を今まで別々に施行されている条例を市民や観光客への理解促進に繋がる1つの条例へと制定すること。

iii) 観光戦略

1) 観光集客都市

国際エンターテイメント・コンベンション都市の創出

夢洲における国際的なエンターテイメント機能やMICE機能を持つ国際観光拠点の形成に向け、多くの集客や高い経済波及効果が期待できる、カジノを含めた統合型リゾートの立地などを促進し、世界最高水準のエンターテイメント・コンベンション都市を目指すこと。

一日約28万5千人の来場者を見込む万博会場へのアクセスについて、例えば、神戸港などから直接夢洲へ繋ぐ海上交通やパークアンドライドなどを活用するなど、万博会場への更なるアクセス向上策の検討に取り組むこと。また、万博会場周辺の整備や万博に向けて淀川左岸線（2期）をはじめとしたアクセス向上や、安全性の向上、にぎわい・魅力の向上に寄与するインフラ整備等を推進すること。

関空観光ハブ化の推進

新型コロナウイルス感染症の収束を見据え、アジアと日本各地をつなぐ航空ネットワークの早期回復と水際対策の充実強化、中長期の航空需要を見据えた空港機能の強化の国への働きかけなどにより、関西国際空港を拠点に海外からの観光客の呼び戻しを目指すこと。

関西観光ポータル化の推進

大阪の観光魅力の向上を図るとともに、関西各地の観光資源を活かした観光ルートの開発などを行い、関西全体が海外からの観光客の「玄関口」となることを目指すこと。また、外国人旅行者等に対応するため、観光案内表示をはじめとした多言語対応の充実な

ど受け入れ環境整備に取り組むこと。

大阪市域全体のWi-Fi化

電気通信事業者に対する公共施設の空間開放を積極的に行い、大阪観光局や民間事業者と連携を図り、市域におけるWi-Fi設置の拡大に取り組むこと。

T I Dの導入

観光関係者が一定の資金を負担するなど新たな財源を確保し、自主的に取り組む観光事業に活かしていくT I Dの仕組みを導入し、大阪の観光振興に活かしていくこと。

違法民泊の撲滅

違法な営業をしている民泊を適法な営業へと誘導するための対策を引き続き講じるとともに、観光客の多様な宿泊ニーズへの対応と住民生活の安穩を両立するための明確なルールを整備・運用し、引き続き違法民泊の撲滅を進めること。

御堂筋・大阪城・ベイエリア等観光拠点の活用

御堂筋や大阪城公園・難波宮跡公園を含む大阪城周辺、ベイエリア、水の回廊等河川を観光集客の拠点として積極活用し、経済を活性化し雇用を創出すること。

客引き禁止の更なる取り組み

キタ地区・ミナミ地区の客引き行為等の一層の適正化を図ること及び、状況に応じて、客引き行為等適正化重点地区の追加を検討すること。

また、重点地区、禁止区域追加の際には、既存エリアの巡回・指導等が維持できるよう、客引き行為等適正化指導員（警察OB）を増員することを含め適正に配置すること。

インバウンドを想定した帰宅困難者・安全対策

今回復が見込まれるインバウンド旅行者が、災害やテロから安全を確保するための対策を行うこと。また、それらの対策を多言語で表示することができるよう旅行者の安全確保に努めること。

2) 文化都市の確立

文化振興への投資が、新たな価値を創造し社会を支える。文化振興を施設等の箱モノ建設や整備だけと捉えるのではなく、大阪全体で芸術家等が活動・発表できる場を多面的に提供することを目指すこと。特に、新型コロナウイルスの影響により停滞している大阪市の特色ある芸術文化活動の再開を後押しするため、芸術家等の発表の場を創出し支援すること。また、伝統文化のアピールや新たな文化ベンチャー育成を重視し、文化についての市民の創造的な挑戦を積極的に受け入れ、アジアや全国からアーティストや音楽家が集まる魅力ある都市を目指すこと。

大阪文化の強化

大阪の伝統芸能、上方芸能、クラシック音楽の振興を図り、文化・教育的価値だけでな

く、観光資源、経営資源として国内外に発信されたい。また、市内歴史的建造物を活用した文化活動を支援すること。

文化サポート

行政が文化を意図的に作りだす、あるいは特定の文化を高価値として集中支援するという発想ではなく、特定の文化に絞ることなく、新たな文化的価値の発想を大切にすること。市民の自律と創意が最大限に発揮され、自主的な文化活動が活発に行われるようサポートすること。

大阪中之島美術館

大阪中之島美術館について、民間資金や活力を利用した運用により、単なる展示場ではなく、大阪の都市全体をブランディングするような施設とすること。

スポーツ振興

令和4年に改定予定の次期「大阪市スポーツ振興計画」に基づく施策を推進され、市民のスポーツの振興、スポーツによる都市魅力の向上、地域・経済の活性化を図ること。特に、新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、大規模スポーツイベントの開催や、舞洲スポーツ振興事業をはじめとするプロスポーツチームとの連携事業を推進し、子どもや市民にスポーツへの機運を高めるような施策に取り組むこと。

Ⅲ. 安心できる生活のため（住民生活）

i) 教育

1) 学校教育

教育振興基本計画の推進

大阪市教育振興基本計画の推進にあたっては、大阪市教育行政基本条例及び大阪市立学校活性化条例の趣旨を踏まえ、校長のマネジメントの下で教員が切磋琢磨して特色ある教育を進められるよう引き続き改革を推進し、これからのグローバル社会で求められる自立した人材が育成できるような多様性を踏まえた教育の充実を図ること。また計画の実現にあたり、明確な達成指標の設定、進捗状況のモニタリング、未達成事項の課題発見等、取り組み状況を適時開示していくこと。

教育行政の分権化

- ・ 区長、校長、保護者・地域との連携をさらに強化し、地域の教育課題を地域で解決できる教育行政の分権化を一層推進させること。また、教育委員会事務局の4ブロック化においては、きめ細かい現場への支援を引き続き推進すること。
- ・ 教職員の人事に関しては、ブロックの意向を反映できる人材育成や人事政策のしくみを構築すること。

不登校対策

- ・ 不登校対策として学校への復帰を前提とするのではなく、何らかの理由で登校できない生徒に対する教育のセーフティネットとして、教育の機会の保障のためにICTを活用したオンラインでも可能な教育を提供するとともに、ICTを活用した遠隔フォローの仕組みを実現すること。
- ・ 不登校特例校の設置を進めるとともに、その教育内容においても既存の教育方法にとらわれることなく、児童生徒の生きる力を養うことを前提にした、柔軟な教育を行うこと。

いじめ対策

いじめ問題への対応に関しては、いじめが加害・被害・傍観を問わず関係する多くの児童・生徒にとって学校への信頼を損ない、学力の伸長及び健全な自己肯定感の醸成を阻害し、その後の人生を歪めてしまうものであるという重要性から、いじめや問題行動の芽が小さい早期に適切に対処することが重要である。したがって、教育委員会の責任においていじめ対策に対する最新の知見を不断に収集し、発見・認定及び対応をとるための科学的根拠のある取り組みを全学校園で行うよう徹底を図ること。特にいじめの発見や対応に関しては、児童・生徒のコミュニケーション環境の変化も鑑み、「教員が見つかる」ことの限界も直視した上で、ICTの活用やSNSを活用した継続的ないじめ相談体制を構築するなど、より実効性の高い手法を柔軟に取り入れること。

学校協議会

保護者、周辺地域住民等が参加する学校協議会により、地域の声を教育に反映させるよう区役所と連携し、学校協議会の運営を適切に補佐すること。また協議事項に関して、全市的に問題意識を共有できるよう、議事の集約・公開をしていくこと。

校長公募

校長を積極的に内外から広く公募し、引き続きマネジメント能力が高い人材の登用を図ること。あわせて、学校の組織マネジメント体制の確立と、管理職の負担軽減を目指し、副校長、教頭補佐（首席）、教頭補助の設置拡大を図ること。

人事評価の制度構築

市立学校における教員の任用について校長の意見を反映させることができる制度を構築すること。また、人事評価の制度構築においては、優秀な教員の確保につながり、納得性の高い評価制度となるよう、人事評価の結果を給与及びその他の処遇に反映させることを前提にメリハリの効いた評価制度として再構築すること。

一人一台パソコンの導入に照らし、ICTを活用した授業を効果的に行えているかといった指標についてはより重要な項目として位置付けること。

教員が授業に専念できる体制づくり

中教審答申をベースに校務分掌の見直しを進め、真に教員がやるべきもの以外の業務は委託、または廃止するなど、教員が授業に専念できる体制を整えること。

校務支援におけるICT化のさらなる充実を図ること。

教育現場における様々な危険回避のためのリスクマネジメントの強化

学校事故の回避に向け、学校事故の発生状況・発生率等の分析を行った上で、リソース投資の最適化の観点をもって事故防止対策を行うこと。事故発生事案・対策効果を全市的に共有・蓄積し、リスクマネジメント力の強化のための研修の充実を図ること。

自己肯定感の向上

子どもの心身の健全な育成を目的とした自己肯定感を向上させる取り組みを行うこと。また、各学校で実践されている優れた取り組みを支援するとともに、同様の課題を持つ学校へ速やかに連携すること。

全国平均を上回る学力・体力の実現

低迷する大阪市の学力状況の原因を把握すると共に、その解決に努めること。

全国学力・学習状況調査等を基準に、将来の目標として、全国平均を上回る学力・体力の定着を見据えた計画を策定し、年度毎の数値目標に対してPDCAサイクルを確立することにより、全ての子どもたちに質の高い教育の提供を行うこと。

多様化するニーズに対応した公教育の実現

グローバル人材の育成や、探求型学習の深化など、生徒・保護者の多様なニーズに応えることができるよう、幅広い選択肢の中から自分にあった教育を選ぶことのできる公教育の実現を目指して、小中学校にも公設民営の手法が可能となるよう国に法改正を求めるとともに、現在の子どもたちへの選択肢を保証する観点から、現行の制度において実現可能な公設公営学校として特徴ある教育を実施する小中学校を早期に整備すること。

英語教育

グローバル人材の育成に向け、小中学校において、使える英語を身につける英語教育の充実を図ること。

ICT教育

小中学校の児童・生徒に対して整備した一人一台の持ち帰り可能なICT端末について、学用品のように使用させるとともに、授業における学習支援、自宅等における学習支援ソフトの利用、予習・復習としての授業動画の活用、保護者、児童・生徒、学校との連絡利用等を実施し、児童・生徒の学力の向上、災害時等における連絡網を構築するなど、ICT端末の有効利用を図ること。

知識伝達はできる限りテクノロジーを活用しラーニングマネジメントの導入などによって個別最適化に努め、児童・生徒一人ひとりとの時間をより多く確保できるようにすること。

一人一台のICT端末を活用した学びを進めるため、教員が日常的にICTを効果的に活用した授業の実践ができるよう、研修などのサポート体制を充実させること。

情報リテラシー教育

児童・生徒がSociety5.0の時代を生き抜いていくために、教材開発や指導支援について民間事業者にも協力を求めながら、小学校の低学年からの発達段階に応じた系統的な情報モラル教育や情報リテラシー教育の推進を図ること。

プログラミング教育

将来にわたってICTを活用できる人材を育成するため、プログラミング教育を推進すること。

自分を守る力をつける教育の充実

既に生野区にて実施検証済である「性・生教育」を各区でモデル実施、拡充すること。

学校図書館の機能強化

学校図書館の機能強化及び蔵書の充実を図り、児童・生徒の学ぶ意欲、学ぶ力を高めるサポート体制を整備すること。

教科書採択の最適化

教育基本法で示されている「公共の精神」や「伝統と文化の尊重」、「我が国と郷土を愛する」などの趣旨を踏まえ、学習指導要領の目標や内容に基づいて、最も適した教科書を採択できる仕組みを構築すること。

理科補助員・学びサポーターの増員

学習の基礎基本の定着を図り、学力の向上に資するため、子どもたちの学習支援を行う理科補助員及び学びサポーター等の増員を推進すること。

地域ボランティアの導入

開かれた学校をつくるため、学校運営のサポートにあたっては、地域ボランティアの導入を促進すること。

生活指導サポートセンター

問題行動を繰り返す児童・生徒に対して出席停止制度を活用するため、「生活指導サポートセンター（個別指導教室）」を設置し、当該児童・生徒の立ち直りと安心できる学校づくりの双方を進めること。

部活動のあり方検証

学校の部活動指導体制の充実と教員の過重負担を解消するため「部活動のあり方研究」の取り組みを進めるとともに、地域等からの部活動指導員の配置といった取り組みを拡充させること。

また、プレイヤーファーストやコーチングマインドといった観点も含めて、部活動の成果をどこに置くのか、現在の社会環境にあった部活動モデルを模索すること。

学校配置適正化

より良い教育環境の整備を図るため、学校配置の適正化を進めること。また、児童急増・校地狭隘校においては、校区調整等を進め学校規模の適正化をはかるとともに、学校施設の高層化などの新たな手法の導入も含め、教育環境の改善を着実に進めること。

中学校給食の充実

中学校給食について、その内容の一層の充実を図ること。また、学校現場での食育指導を強化させること。

給食無償化

給食は食育の貴重な場であり、教育の一部である。教育完全無償化を進め、子育て世帯の負担を軽減、より担税力のある家庭の市内への流入を目指す意味でも、所得制限をかけることなく給食費の完全無償化に取り組むこと。

私立小中学校の積極誘致

私立小中学校を積極的に誘致して、教育の選択機会を増やすこと。

私立小学校の無償化

わが会派は教育の完全無償化を推進しており、親の経済力によって教育格差がつくことがないように制度設計を目指している。高等学校に関しては、大阪府の施策により所得制限はあるものの、教育の無償化が実現されている。

今後公立学校の給食無償化が進むにつれ、この補助が届かない私立小学校に通う児童の親に対しても、担税力のある世帯の呼び込みや、すべての児童に多様な教育の機会を保証する意味でも、最低限給食無償化と同等の補助を考案すること。

学校プールの再編、民間施設等利用

現在、小中学校毎に敷地内にプールが設置されているが、民間の施設や区民プール等を活用し、水泳の授業を行うことで建設・管理コストの削減や、水泳環境の向上、カリキュラムの強化を目指すこと。

2) 幼児教育

幼児教育の質の向上

大阪市保育・幼児教育センターにおいて教職員・保育士等の資質向上等、乳幼児期の教育・保育の質の向上を図る取り組みを充実させること。

ii) 子育て

1) 深刻な児童虐待ゼロに向けた取り組み

児童相談所の機能強化

- ・市内東部に早期に児童相談所を開設し、浪速区へのこども相談センター建て替え、南部こども相談センター再編整備を速やかに進め、市内4箇所体制の整備を計画通りに進めること。
- ・児童福祉司等の拡充及び人材育成を進め、児童相談所機能の充実を図ると同時に、各児童相談所が所管内の区役所や学校、その他関連民間施設とも連携を密にし、重大な児童虐待ゼロの実現に努めること。

子どもの貧困対策

子どもの貧困対策については、貧困の連鎖を断ち切り、家庭環境に関わらず、子どもが自らの将来を切り開くための力を身につけられる環境を整備するため、「大阪市こどもの貧困対策推進計画」に基づき、着実に進捗させること。

特に子どもの貧困を生み出す大きな要因となっている両親の離婚後の養育費の不払いについて、国の動向を注視しながら、子どもの養育費の確保に向けた取り組みを進めること。

ヤングケアラー支援

実態調査を定期的に行い、必要な方に必要な支援が届き、子どもたちの学びたい気持ちが阻害されることなく、身近に相談できる体制を構築し支援を行うこと。

待機児童対策のさらなる推進

都心部の共働き家庭の増加、令和元年10月開始の幼児教育・保育の無償化の影響により、まだまだ待機児童の発生が見込まれる。これまでの既存の発想にとらわれない待機児童対策を進め、待機児童ゼロを目指す取り組みを継続すること。

本市が国に先駆けて行ってきた幼児教育無償化財源に関しては、本市の保育士の高い離職率に鑑み、保育人材の確保については待機児童の解消に活用すること。保育人材確保に関しては、業務負担の軽減や職場環境の改善も含め、必要な施策を実施すること。

幼稚園の認定こども園への移行、企業主導型保育事業の広報等も含め既存保育施設の最

大限の利用を進め、行政区の枠を超えたエリア最適化の観点をもって施設整備を進めるとともに、保育士確保のための実効的な施策を行うこと。

児童虐待防止体制の連携強化

深刻化している児童虐待について、区役所や保育所・学校はもとより、関連するその他の行政機関や地域ボランティア、NPO団体等における防止体制の連携を強化すること。

予期せぬ妊娠を減らす取り組み

既に生野区にて実施検証済である「性・生教育」を各区でモデル実施、拡充することや、10代が匿名・無料で気軽に相談できる「ユースクリニック」を産婦人科に委託することなど、予期しない妊娠を減らす取り組みを進め、児童虐待や子どもの貧困問題への根本的な対策を行うこと。

地域小規模児童養護施設等の整備

本市の里親委託率は国が掲げる目標を大きく下回っているため、里親委託の推進、地域小規模児童養護施設・ファミリーホームの整備等を積極的に推進し、子ども・青少年や子育て家庭のセーフティネットを整備すること。

発達障がい者の子育て支援

子育ては「相手（子ども）のペース」「イレギュラー」「騒音」「汚れ」など発達障がいを持つ人が苦手とする要素が多く、発達障がい者が親となった場合に適切な支援がなければネグレクトを含めた虐待事案に至るリスクが高くなることが指摘されている。子育て支援を担当する部署に発達障がいの知識を身につける研修等を導入するとともに、発達障がい者が子どもの親となった場合の専門的な相談支援機関を設置するなど、支援の構築に努められたい。

2) 子どもを産み、育てやすい社会の実現

妊婦健康診査への公費負担の充実

妊婦健康診査について、全ての妊婦が安心・安全な出産ができるよう経済的負担の軽減のため、公費負担の充実を図ること。

こども医療費助成事業の維持・継続

こども医療費助成制度を維持すること。

病児・病後児保育事業の充実

病児・病後児保育事業については、事前予約制となっており子どもの突発的な発熱等、真に必要な時に利用できないケースも少なからず発生していることから、住民生活の実態に即した使いやすい制度となるよう充実を図ること。

不妊に悩む方への支援の拡充

不妊治療については、不妊相談の充実など、他都市での取り組みも参考にしながら、本

市においても、効果的な不妊治療の支援についての取り組みを進めていくこと。

新婚・子育て世代の市内居住の促進

少子化に歯止めをかけ、活力ある大阪市を取り戻すため、新婚・子育て世代の市内居住を促進すること。また、婚活イベントなど、未婚者への出会いの場を提供することで、結婚希望者の増加を目指すこと。

子育てをサポートするためのICTサービスの充実

現在各区で展開している子育てサポートサービスについて、全市展開することにより経費削減・サポートの質向上に叶うものがあるかどうかを精査し、既存システムの行政オンラインや各種LINE@でのサービス等、多くの方に使ってもらえるようなサービス展開を念頭において、ICTサービスの充実を検討すること。

塾代助成事業

家庭の経済状況による教育格差の是正と子育て世帯の負担軽減を図る塾代助成事業を推進するとともに、学校施設等を活用した民間事業者による塾代助成が利用可能な課外学習の拡充に努めること。

児童いきいき放課後事業のさらなる充実

児童いきいき放課後事業について、保護者からのニーズに応えられるよう、各地域に見合った制度の設計を進めること。

親子の居場所作り

児童虐待の未然防止として、子育てプラザ・つどいの広場・子育てサロンでは親同士のコミュニケーションや気軽に子育ての相談ができる場所として利用を活性化させる取り組みを進めること。

また、子ども食堂やそれに準ずる民間の施設においても連携し最大限のサポートに取り組むこと。

iii) 医療

中之島の未来医療国際拠点づくりの推進

中之島4丁目地区のまちづくりは、社学・産学連携拠点や、再生医療をはじめとする「未来医療」の国際拠点の実現に向けて、国、民間企業の参画や協力、支援を確保しながら、推進していくこと。

ギャンブル等依存症対策

現在、日本中に存在するパチンコ等射幸性の高い遊技による影響もある中、潜在的な患者が多いといわれるギャンブル等依存症者に対して、統合型リゾートの誘致を機に、抜本的な対策を講じること。

産科、小児科、救急医療等の充実、強化

医師不足等のため民間の医療機関で手薄となっている産科、小児科、救急医療等が充実、強化されるよう、大阪府をはじめ関係機関とも連携して積極的に取り組むこと。

がん検診の受診率向上

受診率が低いがん検診の健康診断受診機会の拡大を行い、有効な啓発を行うことで受診率を高め、市民の健康保持増進に努めること。

また、目標値を年度ごとに定めて達成していくこと。

予防接種促進

データ化された予防接種台帳を活用する等、必要に応じて未接種者への接種勧奨を行い、定期接種の接種率を向上させるとともに、任意接種となっているおたふくかぜやインフルエンザ、風疹、帯状疱疹などの予防接種について、政令他都市並みの補助の拡大を検討されたい。

特にインフルエンザにおいては、新型コロナウイルスの影響で感染が減っていることから、集団免疫力の低下が起こっていると思われる。今後著しく激しい流行が起こることが想定されるため、親の負担軽減や学校の授業確保の意味からも、早急に補助の拡大を行うこと。

予防接種に際しては、ワクチン接種の希望者への供給が担保できるよう取り組むこと。

医療費適正化

医療機関の監視指導を強化するとともに、電子レセプトデータを活用した点検等により診療報酬の適正化を図り、良質な医療の発展を目指すこと。

医療保険制度の一本化

国民健康保険の都道府県単位での広域的な運営にとどまらず医療保険制度の一本化を国に強く要望すること。

骨髄等提供者（ドナー）に対する助成制度

大阪市において骨髄等提供者（ドナー）に対する助成制度を維持、継続するとともに、特別休暇制度の普及拡大や休業補償制度を国に強く要望すること。

認知症研究の推進

住吉市民病院の跡地に新病院を誘致し、認知症研究の進展につなげること。

iv) 福祉

「大阪市地域福祉基本計画」に基づき、施策の充実を図るとともに、各区の実情に応じた地域福祉の取り組みを推進すること。

1) 高齢者福祉

地域包括ケアシステムの構築、特別養護老人ホームの整備等

医療・介護・予防・住まい・生活支援の一体的な提供を行う地域包括ケアシステムを構築

し、さらに地域の特性・実情に応じた深化・推進に向けて、サービス提供体制の整備を進めるとともに、認知症高齢者支援施策の充実を図ること。

また、要介護認定者数の増加に対応し、必要性・緊急性が高い入所申込者が、引き続き、概ね1年以内に入所が可能となるよう整備補助を行い、必要な地域に整備されるようバランスを取りながら、計画的に特別養護老人ホームの整備を進めること。

加えて、介護老人保健施設等の増設と必要な地域への適正配置を行い、施設・居住系サービスの充実を図ること。

健康寿命延伸に向けた予防・健康づくり

近年、平均寿命の延伸が顕著となり、平均寿命の伸びとともに医療介護を必要とする高齢者数も増大し、これによる社会保障費の影響も大きくなることが想定される。健康寿命を延ばし、元気で健康に過ごしていただくためにも、健常から要介護へ移行する中間の状態である「フレイル」の状態適切に支援を受けることで、多くの高齢者が生活機能の維持向上を目指すことができる。本市においてもこれからは高齢者の保健事業と介護予防・フレイル対策の一体的な実施を推進していくこと。

2) 生活支援

総合的な相談支援体制の充実

複合課題を抱えた要援護者等に対する確に対応するため、区役所が調整機能を発揮し、各相談支援機関と地域と一体となった総合的な相談支援体制の充実を図ること。

生活保護の適正化

生活保護の不正受給を徹底的に排除するとともに真に必要な方に対しては救済すること。また、働けるものには就労指導を徹底するとともに、扶養義務者がいる場合はその義務を果たさせる等により適正化を進めること。

さらに、生活保護費の約半分を占める医療扶助の適正化も喫緊の課題であり、特に、電子レセプトデータの徹底した点検を行うとともに、頻回受診や重複受診者に対する適正受診指導などの取り組みを強化し、さらなる医療扶助の適正化を進めること。

ひきこもりへの支援体制の構築

本市はこれまでも生活保護の適正化に取り組んできたが、8050（ハチマルゴーマル）問題、2040年問題など対策は待ったなしの状況であり、この世代でひきこもりとなっている方々が、今後、老後の備えのないまま生活保護に至らないための対策は急務である。そのため、ひきこもりとなっている方々のニーズに合った今後の支援体制等の構築に取り組むこと。

3) 障がい児者支援

発達障がい者支援の充実

「発達障がい者支援室」による関係局の連携強化や、早期支援・早期療育体制の構築、特別支援教育の充実、就労支援の充実等、ライフステージに応じた乳幼児期から成人期ま

での一貫した支援を行うこと。

中でも、乳幼児期における発達障がいについては、早期発見・早期支援に関する重要性が高くなる一方で、正しく診断できる専門家が少なく、人材確保の困難さが増している。早期の診断、診断の精度の向上、親への客観的な評価データの提供、関係者間のデータ共有を実現するためにも、現場においてICTを利用した評価補助装置等の充実を図ること。

発達障がい者の子育て支援

子育ては「相手（子ども）のペース」「イレギュラー」「騒音」「汚れ」など発達障がいを持つ人が苦手とする要素が多く、子育て相談支援を担当する部署に発達障がいの知識を身につける研修等を導入するとともに、発達障がい者が子どもの親となった場合の専門的な相談支援機関を設置するなど、支援の構築に努められたい。

重症心身障がい児者支援のためのショートステイの拡充

在宅の重症心身障がい児者の地域生活を支援するため、医療的ケアに対応したショートステイの拡充等を図ること。

公共施設・公共交通・道路のユニバーサルデザイン化

公共施設・公共交通及び道路のバリアフリー化を促進するとともに、電動車いすの貸し出しなど、障がい者、高齢者等が利用しやすいサービスの充実を図ること。

手話に関する施策の充実

「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」の制定を踏まえた支援の充実を図ること。特に、聴覚障がい者が災害避難所で、負担なくコミュニケーションを行うため、ICTを活用し他都市との相互協約などによる遠隔手話通訳の導入に向けて検討されたい。

認定事務の迅速化

介護・障がい分野において、サービスの利用者増により、認定事務の遅延が生じている。人材確保・委託の適切な活用を進め、申請から認定までの期間の短縮を図り、介護は法で定める原則30日以内、障がいは要綱で定める原則45日以内の認定を実現すること。

4) 動物福祉

犬・猫の理由なき殺処分ゼロ

人と動物とが共存できる豊かな生活環境作りのため、飼い主・販売主・市民の意識の向上、引き取り数の削減、返還と適正譲渡の推進に関して具体的な目標を立て、その実管理をした上、犬・猫の理由なき殺処分ゼロを目指すこと。

また、未利用施設を動物愛護関連施設として民間に開放することを検討すること。動物の愛護及び管理に関する法律の趣旨に違反する悪質な動物取り引き業者やペットショップといったペット産業関連業者に対して、適切な取り締まりを実施すること。

v) 防災

大規模災害対策の推進

南海トラフ巨大地震のみならず、直下型地震、台風、大雨の発生に備え、津波、高潮、大規模火災等への対策や地下空間の防災力強化等を積極的に推進すること。また、大規模災害対策の推進に関し、市営住宅等公的賃貸住宅の空き家活用、民間賃貸住宅の積極的活用、仮設住宅の設置等に関し広域的な視点から府市連携を進め、防災機能を強化すること。さらに、堤防の耐震化を府市連携で計画通りに進めていくためにも、国への予算要望の際に危険物貯蔵施設並びに大規模避難施設が立地する箇所の重点配分や財政支援制度の拡充・創設などの措置を求めること。

避難所等の公共施設のインフラ強化

災害発生時の避難所としての学校や区民センター、避難場所としての公園などの公的施設の機能について、備品・備蓄の充実や避難所の運営の強化を図ること。また、災害時の被害を最小限に抑えるための無電柱化・共同溝建設及び下水管の耐震化を促進すること。

ICTを利用した災害時の情報収集と発信

災害発生時には避難所情報はもとより、水道・電気などのライフラインに関する情報や、学校園をはじめとした行政施設の運営状況など市民に必要となる多種多様な情報を正確かつ適切なタイミングで発信すること。とりわけSNSを活用したプッシュ型の発信や、HPの表示順序を変えるなどのプル型情報への適切な誘導などICTを効果的に活用した情報発信の仕組みの充実に取り組むこと。

大規模災害に対する消防力強化

大規模災害発生時に、1つの指揮系統の下、機動的に救援できる体制を整備するため、消防施設・装備の充実、大阪府内消防の一元化「大阪府消防広域化推進計画(1ブロック)」などの消防力強化を大阪全体で図ること。

民間連携の防災強化

大規模災害が発生した場合に備えて、民間ビル、マンションの緊急避難場所としての確保促進や防災協定の締結など、民間と連携した防災対策に取り組むこと。

各区の防災対策の強化

区役所をはじめ区内関係機関の対応も含む各区の実情に応じた防災計画及び詳細な防災マップを作成し、地域住民と防災情報、防災対策を共有すること。

なお、津波による甚大な被害が想定される湾岸区域については、浸水想定区域外への災害時避難所の確保も含めた有効性のある避難計画の作成を行うこと。

消防訓練の充実及び救急体制の強化

火災や地震時に的確な初動措置がなされるよう消防訓練の実施の定着を図るとともに、地域における防災訓練の実施などの取り組みを強化すること。

また、年間救急出動件数が増加している中、蘇生を望まない終末期患者に対する救急件

数も増えていることから、主治医の指示書等があれば蘇生中止も判断できるルールを作成し、現場の混乱等を防ぎ、次なる現場へ急行できる体制の強化をすること。

地域防災組織の強化

昨今の多様な大規模災害に応じて、現実の災害発生時に迅速かつ安全な避難や災害弱者へのきめ細かい対応ができるよう、現在の行政区の危機管理機能を充実させるとともに、地域の防災組織の機能を強化するための支援を行うなど、平時の訓練等が真に実効性のあるものとなるような創意工夫を図ること。

災害備蓄倉物資の調達・保管業務の外部委託

自然災害の多発化、激甚化、南海トラフ地震などの災害に備え職員の方には災害対応に集中してもらうため、各備蓄拠点の確保や備蓄物資の調達・管理・配送などをトータルで行うための手法の民間活用の実効性について、マーケットサウンディングを行いながら民間事業者備蓄物資管理の外部委託を進めること。

民間資本を活用した多機能案内板等の設置

広告料を利用した民間投資等により、地域の掲示板や道路案内板等のデジタルサイネージ化を行うことで、災害時に役立つ、多言語・Wi-Fi・防犯カメラ・蓄電といった、多機能な案内板の設置を図ること。

密集市街地の整備と住宅等の耐震化

密集市街地の総合的な整備を推進するとともに、住宅・建築物の耐震化を積極的に促進すること。

インバウンドも含めた帰宅困難者・安全対策

帰宅困難者対策の機能強化促進を図るとともに、今後回復が見込まれるインバウンドを含め、災害やテロから、来阪者の安全を確保する対策を行うこと。

受援計画の策定

大規模災害が頻発する昨今の状況に鑑み、本市が被災した場合に市民生活への影響が出ないよう、受援対象業務の整理や応援側との役割を明確化するなど、膨大な災害対応業務の円滑な処理に向け受援計画のさらなる充実を図ること。

自助の更なる強化

発災時に自らの命を守るためには、自分の判断により、迅速に行動し身を守ることが求められることから、市民一人ひとりがTPOに応じた行動がとれるような、支援策を作ること。

また、避難時に支援が必要な要支援者においては個別の計画策定が進んでいない状況であり、避難行動要支援者自身に対する、災害への備えや地域との交流、関係団体への参加等を促すとともに、計画策定に向けて早急に策を講じること。

老朽危険家屋対策

安全上や生活環境上で多岐にわたる課題を抱えている老朽危険家屋対策の推進を図ること。

公衆浴場への支援

公衆浴場については、公衆衛生施設として、日常、および災害時には特に必要不可欠な施設であるため、現在実施している基幹設備の維持補修費用に係る補助等、継続的な支援を行うこと。

防犯カメラの運用

市民の安心安全の生活向上に向け、防犯カメラの効果的な管理運用を行うこと。

地域での活動団体への支援

- ・地域活動協議会が発足し約 10 年が経過している、さらに地域が活性化し自律することで地域防災の強化に繋がるため、大阪市から依頼・委嘱している団体の関与の見直しを計り各区において自主的な地域活動が実現出来る制度の構築をすること。(青少年指導員・青少年福祉委員・スポーツ推進委員等)
- ・また、公金の透明性の確保を前提としたうえで、地域活動協議会における事務負担の軽減に徹底的に取り組むこと。
- ・地域活動のうち、本来行政が担うべき活動、事業に係る経費については、100%の財源を確保すること。
- ・各地域活動協議会が自ら必要とする支援を選択できるなど、その状況に応じた支援を行うこと。また、地域課題の解決に向けたコミュニティビジネスやソーシャルビジネスの取り組みなど自立的な活動への支援を行うこと。
- ・コロナ禍、アフターコロナの活動支援のため、地域の実態調査を行い、補助金の枠の中で新たな活動が行えるような制度を検討すること。

地域集会施設の各種補助

- ・地域集会施設に対する各種補助金について、より使いやすくするため、地域の実情に合わせて各区において引き続き補助内容を決定できるようにすること。
- ・また、各地域が自主的に補助制度を活用できる支援をすること。

特. 新型コロナウイルス対策について

新型コロナウイルス対策については本年4月に本格流行を迎えて以来、8月の第2波、11月の第3波と未だに収束が見通せない状況にある。政府においても12月に入って追加の補正予算を組むなど命と暮らしを最優先に守るための異例の財政出動を実施している。一方で市民生活は年初からの自粛や経済活動の収縮・消失により確実に疲弊しており、住居確保給付金の申請件数は昨年度約100件であったものが、本年度は12月現在で既に8,000件を超えている。このような状況を踏まえて、本市における新型コロナウイルス対策については以下の点に留意し、引き続き強力な支援を継続されたい。

家庭支援

子育て世帯、特に経済的にも精神的にも負担の大きいひとり親世帯などに対しては引き続き物心両面での支援を検討されたい。

子育て世帯への経済的支援のための学校給食費無償化を来年度も継続されたい。

高齢者への訪問介護など、濃厚接触を前提とするサービスのコロナ禍における体制整備を早急に構築されたい。

今後、今回のコロナ給付金に対する配布の課題を分析し遅延することなく全員にしっかりと周知でき、また早急に給付を行える制度を構築すること。

商業支援

度重なる営業自粛への協力要請などで壊滅的な被害を受けている飲食店への支援を継続するとともに、サービス業や小売業、またサプライチェーンなどを視野に入れたより広範囲な支援を適宜実施されたい。

表現活動に対する支援

新型コロナウイルスの影響により停滞している大阪市の芸術文化活動の再開を後押しするため、芸術家等の発表の場を創出すること。

未収金対策

未収金の回収にあたっては、今後の新型コロナウイルス感染症の状況等に応じて適切に行うこと。

保健所の体制整備

6月に入って感染の第5波が発生し、これまでを遥かに凌駕する感染者数が発生していることから、引き続き適宜保健所機能を充実し、相談・検査・ワクチン接種等の取り組み等を強化することにより、本市における更なる感染拡大の防止に最大限努められたい。

分散避難の促進

新型コロナ禍においては、避難所における3密を避け感染拡大を防止する観点から、自宅等のハザードを確認のうえ、自宅避難や親戚・知人宅等への避難などの分散避難を促進するとともに、避難施設の一層の確保を図ること。

以上